

青谷ようこそ夏まつり事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、青谷ようこそ夏まつり事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第2条 本補助金は、商工事業の健全なる伸展を目的に組織されている鳥取市西商工会が実施する青谷ようこそ夏まつり事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費を補助することにより、観光客の誘致を図り、もって本市の観光の振興を図ることを目的として交付する。

（補助金の算定等）

第3条 本補助金は、補助対象事業に要する経費のうち、報償費、会場整備費、広告宣伝費、役務費、消耗品費及び委託費の合計額に10分の10を乗じて得た額（1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

（補助金の交付）

第4条 規則第11条第1項ただし書の規定に基づき、本補助金は概算払により交付することができるものとする。

（実績報告）

第5条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業の完了の日から20日を経過する日までに行わなければならない。

（雑則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、青谷町総合支所長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 17 年 7 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 5 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 20 日から施行する。